

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	療養の指示の不服従者への療養給付の制限	
根拠法令等及び条項	国民健康保険法第62条	
処分基準	根拠条項	国民健康保険法第62条
	参考事項	栃木市国民健康保険規則第50条及び51条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	【 基 準 】	国民健康保険法抜粋 第62条 市町村及び組合は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。
		栃木市国民健康保険規則抜粋 (給付制限) 第50条 市長は、法第61条及び第62条の規定に基づく保険給付の制限を行おうとするときは、当該保険医療機関等の診断書又は意見書を徴して行うものとする。 2 市長は、保険給付の制限を行ったときは、直ちに当該保険医療機関等及び当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して保険給付制限通知書(別記様式第38号)により通知するものとする。 (給付制限の期間) 第51条 法第62条及び第63条の規定に基づく保険給付の制限は、10日を基準として行うものとする。